

平成 28 年度 定期総会を開催しました。



日時／平成 29 年 3 月 22 日(水) 午後 2 時～ 場所／徳島市 ホテル千秋閣会議室

- 総会は、次世代ネットワーク会員30名が出席して開催されました。
最初に、次世代ネットワーク溝田幹事より挨拶がありました。
- 農業を取り巻く情勢について、TPP協定について、国内では、農業従事者の高齢化による後継者不足、耕作放棄地の拡大、農産物価格の低迷と、問題が山積している現状。
 - 今国会に土地改良法改の一部改正案が提案され、離農者らの農地を集め、担い手農家に貸す「農地中間管理機構」が借り入れ中の農地は、所有者の同意や費用負担なしに、都道府県が大区画化などの基盤整備をできるようにし、整備を加速して農地の集積を促していきます。
 - 通常の土地改良事業でも15人以上とされた申請人数の条件を廃止するほか、農地に共有者がいる場合でも代表者1人で手続きを進められるなど作業を簡素化していく等。
 - 企業による農業への参入という動きがございまして、本日、講演をいただきますイオンアグリ創造株式会社は全国的な農業展開をしており、徳島県内でも昨年阿波市に農場を開設された。こういった動きが地域農業の活性化に繋がればと思うところでございます。
 - 当ネットワークは、広報トライアングルを、研修終了後に発行し、会員の意識啓発に努めて参りたいと思います。
 - 平成29年度におきましても、これまで同様に土地改良区の体制強化のため、次世代の役職員の育成を目的とし、研修会や意見交換会などの活動をしていきたいと思っておりますので、皆様方の活発な意見で総会が進められますようお願いいたします。等

来賓として徳島県農山漁村振興課次世代体制担当吉成課長補佐様に出席していただきました。

吉成課長補佐挨拶

土地改良区の役職員、組合員の方が忌憚なく意見交換できる場として、全国初の取り組みである本「ネットワーク」が設置され、注目を集めてから、はや7年度が経過しようとしております。

土地改良区は地域の農業・農村を支える要であります。組合員の高齢化が進み、将来的に農地・農業用水等の資源、

また、「土地改良への思い」を「いかに適切に継承するか」が大きな課題となっております。

このような状況において、本「ネットワーク」が、構成員の資質向上を図る活動や、土地改良区全体の体制強化を図るための研究・普及啓発活動が自立的に行われ、より大きな成果を上げることにより、将来の土地改良区の礎となっていくことを期待してやまないところでございます。

県といたしましては、今後とも、本「ネットワーク」が自立的に行われ、会員相互間の共助を軸とした活動や、これからの土地改良区の実現に向けての活動に対しまして支援することで、ひいては、本県農業の発展につなげてまいりたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、なお一層のご尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。

役員改選について現役員が再任されました。

会 長	板名用土地改良区	組合員	東條 政博
副 会 長	昼間足代土地改良区	組合員	山田 雅洋
事 務 局 長	吉野川北岸土地改良区	職 員	清水 春茂
幹 事	新野土地改良区	組合員	阿地 建和
幹 事	田野芝生土地改良区	職 員	溝田 育美
幹 事	北島土地改良区	職 員	亀田 幸奈
顧 問	土成西部土地改良区	理 事	寺井 良仁

総会の後、研修会を開催しました。

基調講演／「イオンアグリ創造(株)の取組と、土地改良区役職員への提言」 講 師／イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長 福永 庸明 氏

福永康明代表取締役の講演

よく農業の後継者はいないと言うが、後継者は今の私達が育てるもの、イオンアグリ創造は2015年、40人の採用に100人の応募があり、企業などは受け皿を整えれば農業を志す若者は集まる。

また、人材育成にも力を入れ、社員のモチベーションを高めること。「農業の発展とお客様の価値を創造する」理念のもと、「農産物のバリューチェーン改革を進め、競争力・差別化の原動力を創造する」我々は日本農業を変える集団(DREAM)。

イオンアグリ創造株式会社の取組

日本の農業が直面している以下の問題解決に積極的に取り組んでいます。

- ①「高齢化による離農・耕作放棄・後継者不足」を、農場運営と雇用機会の創出により解消しています。
- ②「先人たちが培った技術の伝承」を、ICT活用により形式知化していくことに取り組んでいます。
- ③「地域伝統の作り方や品種の存続」に、積極的に取り組んでいます。
- ④GLOBAL G.A.P.を準拠することにより、「国内生産者の国際競争力の強化」に取り組んでいます。
- ⑤「女性が活躍」できる農業会社を目指し、イクボス同盟に加盟取り組んでいます。
- ⑥若者が働きたい職業の一つになるように、働きやすい環境、人材育成に取り組んでいます。

この他、農場を「食育や環境教育の舞台」として活用し、次代の子どもたちや国民の国産農産物への愛着の醸成に取り組んでいます。



土地改良区との関係は、土地改良区は農地の情報を一番把握しており、空いている土地、貸し借りにおいてイオンアグリ創造株式会社としても大変お世話になっている。

イオンアグリ創造株式会社は昨年の徳島オープンで全国で直営農場が21箇所となった。

場所を選定する理由に、きれいで、便利に使える用水があること、土地改良施設が充実していることも重要なことと話されていました。



研修：土地改良区のコンプライアンスについて



講師／徳島県農山漁村振興課次世代体制担当

主事 塚 理絵

土地改良区は、組合員の賦課金や多額の補助金を受けている極めて公共性の高い団体であります。

組合員のコスト意識も高まり、財政状況も含め国民に対する説明責任が求められています。

しかしながら土地改良区の不祥事が発生していることから、土地改良区役員 の役割と責任について研修していただきました。

その一部を紹介します。

理事の具体的な職務は？

- (1) 理事会及び総代会の決定に従い、業務を執行
- (2) 定款、規約、管理規定、事業に関する書類のほか、土地原簿及び議事録の調製・保管
- (3) 収支予算の執行状況及び財産、借入金その他財務に関する組合員へ公表
- (4) 円滑な業務運営を確保するため、必要に応じて会計、工事、管理等の担当理事を配置
- (5) 職員の使用責任者として、職員と、統率して業務を推進
- (6) 組合員の負託に応え、事業を推進し、その内容等の周知を徹底
- (7) 理事は、土地改良区の工事等を請負不可(双方代理の禁止)

役員 の責任とは？

- 土地改良区に対して、善管注意義務を負います(土地改良区と役員間の委任関係から生じる義務。民法第 644 条)。
- 土地改良区に対して忠実義務を負います(土地改良法 19 条の 5 第 1 項)。
理事がこれらの義務に違反し、法人に損害を与えた場合、任務を怠ったものとして、法人に対し連帯して損害賠償責任を負うこと になります(土地改良法 19 条の 5 第 2 項)。
悪意又は重大な過失(義務違反に該当する事実を知りながら、または、重大な不注意によって知らずに、という意味です)により、 第三者に損害を与えた場合は、第三者に対しても損害賠償責任を負うことになります(土地改良法第 19 条の 5 第 3 項)。

監事の地位と職務は？

- ① 土地改良区の行う財産の状況及び理事の行う土地改良区の業務執行を監査すること
- ② 財産の状況又は業務の執行について、法令・定款に違反又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は県知事に報告 すること等です。職務を有しています。
- ③ 土地改良区と理事との契約又は争訟は、監事が土地改良区を代表します。
- ④ 理事の全員が欠けて職務を行う者がいない場合又は組合員の請求があった場合で、理事が行わないときは、総代会を招集する 権限を有しています。

監査の充実

- (1) 監事監査の適切な実施
 - ア 監事は自己研鑽に務め、監査業務を的確に行うための 知識の向上を図る。
 - イ 監査においては、自ら預金通帳及び金融機関の発行する残高証明書と金銭出納簿 との照合を確実に行う。
 - ウ 監事は、理事会への出席を積極的に行い、業務運営等に対して必要に応じて意見を述べるなど、その役割を適切に果たす。
- (2) 外部監査等の導入促進
第三者の視点からの会計指導を受けるよう努める。
- (3) 会計処理の適切性の確保
会計担当理事は、会計処理について、チェックリストにより速やかに自ら点検を行い、不適切な事項が確認された場合は速やかに理事会及び監事会に報告し、改善措置を講じるとともに、監事は、直近の監査において確認し、当該監査結果の理事会報告にこれを盛り込む。



土地改良法の一部改正について

2月28日に8本の農政改革関連法案が閣議決定され今国会に提出されています。その中に土地改良法等の一部を改正する法律案があります。その法律案の概要は次のとおりです。

土地改良法等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けは増加する見込み。その際、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれ。
一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
- 国土強靱化基本法を踏まえ、国・地方公共団体の判断による、農業用排水施設の耐震化事業の迅速な実施が求められている状況。土地改良施設の突発事故が年々増加。
⇒農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等に資するよう、土地改良制度の仕組みを見直すことが必要。

法案の概要

農用地の利用の集積の促進に関する措置

(土地改良法・農地中間管理事業法)

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設

第 87 条の3、第 91 条、
第 91 条の2及び第 92 条の2

- 公共性・公益性の観点から、
- ①農地中間管理機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあること
 - ②農地中間管理機構の借入期間が相当程度あること
 - ③担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④事業実施地域の収益性が相当程度向上することを要件とする。
- 併せて、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

防災及び減災対策の強化に関する措置

(土地改良法)

- 農業用排水施設の耐震化を目的として国又は地方公共団体が急速に行う土地改良事業の創設

第 87 条の4

事業参加資格者の申請なく実施できることとし、その費用負担・同意は原則として不要

- 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続の簡素化

第2条、第 49 条及び
第 87 条の5

- 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付け

第2条



事業実施手続の合理化に関する措置

(土地改良法・水資源機構法)

- 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件(15人以上)の廃止

第 85 条

- 技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新事業における手続の簡素化

第 48 条、
第 85 条の3及び第 87 条の2

- 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等の措置

第 113 条の2



発行 / とくしま水土里 ネット次世代ネットワーク 事務局

徳島市伊月町1丁目32番地 徳島県土地改良事業団体連合会内

電話：088-626-3211 FAX：088-655-3399 Mail-address jisedainet@tokudoren.or.jp